

**速報**

# 令和7年度 税制改正のポイント



日商「税制改正 特設サイト」▲

※本チラシは2024年12月20日公表の与党税制改正大綱に基づいて作成しています。

## I. 中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

### ○ 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充



【設備投資減税の全体像】

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	国税	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2年延長</div> <div> <b>中小企業経営強化税制</b> ※1                      即時償却 or 税額控除10% (7%) ※2                      経営力向上計画の認定が必要 (申請先: 所管省庁窓口)                 </div> <div style="text-align: right;">                     Point①  <b>拡充措置</b> </div> </div> </div>			
	地方税	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">2年延長</div> <div> <b>中小企業投資促進税制</b>                      30%特別償却 or 税額控除7% ※3                 </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; font-size: small;">                     測定工具及び検査工具                      1台120万円以上、1台30万円以上                      かつ複数台合計120万円以上                 </div> </div> </div> <div style="margin-top: 5px; font-size: x-small;"> <b>特別償却</b>: 事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、通常の償却費に加えて損金算入できる制度  <b>税額控除</b>: 事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、法人税等から控除できる制度                 </div>			
		<div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;">                     Point②  <b>延長・拡充</b> </div>		<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">2年延長</div> <div> <b>償却資産に係る 固定資産税の特例</b> </div> <div style="text-align: right;">                     固定資産税の 負担を軽減                 </div> </div> </div>	

※1: 現行措置は類型の整理 (一部廃止) と要件 (指標) の見直しを行う ※2: 資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%  
 ※3: 資本金3,000万円超の中小企業者等は特別償却のみ選択可能

### Point① 中小企業経営強化税制の拡充措置

⇒売上100億円を目指す企業に対して「建物」を対象に加えた措置を拡充!

【概要】対象: 工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物及びその附属設備

要件:

- 投資利益率が年平均7%以上
- 売上100億円を目指すロードマップの作成
- 売上高成長率年平均10%以上を目指す
- 前年度売上10~90億円
- 最低投資額1億円 or 売上5%以上 等

措置の内容:

- 年度末給与支給総額が前年度末比で、  
**2.5%以上増加** → 特別償却15% or 税額控除1%  
**5.0%以上増加** → 特別償却25% or 税額控除2%



**商工会議所の強力な要望により  
建物を対象に追加!  
(中小企業税制では極めて異例の措置)**

### Point② 償却資産に係る固定資産税の特例の延長・拡充

⇒市区町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定要件を満たす機械等を導入した場合に固定資産税の負担を軽減する特例が**2年間延長!**  
 ⇒表明する賃上げ率に応じて**最大1/4に軽減!**



固定資産税は市区町村の基幹税。コロナが収束したことも踏まえ、軽減措置は不要である

表明する賃上げ率	軽減後の課税標準	軽減を受けられる期間
3.0%以上	<b>1/4</b>	<b>5年間</b>
1.5%以上	1/2	3年間

**商工会議所の強力な要望により  
軽減割合を拡充したうえで延長!**



裏面に続く

## II. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

### ○ 中小企業の法人税率の軽減措置の延長

⇒年間800万円以下の所得金額に対して、税率を最大4%軽減する措置が**2年間延長!**

対象	本則税率	軽減税率※4
大法人 (資本金1億円超)	所得区分なし 23.2%	/
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円超 の所得金額 23.2%	
	<b>年800万円以下 の所得金額</b> 19%	<b>15%</b>
	〃 ※所得10億円超の場合	19%



リーマンショック対応のため導入した措置なので、もう廃止すべき

**商工会議所の強力な要望により  
ほぼ現状のまま延長!  
(中小企業の約99.9%は影響なし)**



←新設

※4: 過去3年平均で所得15億円超の中小企業は本措置の対象外

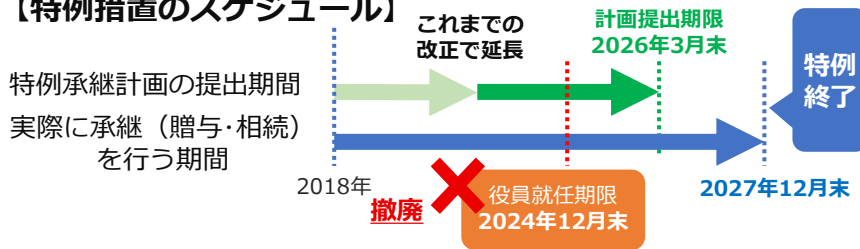
## III. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

### ○ 事業承継税制特例措置における役員就任要件の事実上撤廃 (自社株贈与時)

⇒2024年末まで (特例措置が終了する2027年12月末の3年前まで) に後継者を自社の役員に就任させなければならないとする要件が、**事実上撤廃!**  
⇒**新たな手続きなく、株式贈与の直前までに役員に就任すればよい!**



#### 【特例措置のスケジュール】



**商工会議所の強力な要望により  
要件を事実上撤廃!**



#### 事業承継税制(特例措置)とは

先代から非上場自社株を贈与・相続する際の税負担が100%猶予 (要件を満たすと免除) される制度。2027年末までの時限措置。

#### 税制活用までの基本的な手続きの流れ (贈与の場合)

- Step 1: 特例承継計画を都道府県庁へ提出する <2026年3月末まで>
- Step 2: 後継者が自社の役員に就任する <代表取締役就任直前まで>
- Step 3: 後継者が代表取締役に就任し、先代から自社株を譲り受ける <2027年12月末まで>
- Step 4: 認定申請書を都道府県庁へ提出し認定を受ける <贈与を受けた翌年の1月15日まで>

制度紹介チラシ▶



## IV. 地域における民間投資拡大に資する税制

### ○ 地域未来投資促進税制の延長 (3年) ・ 拡充

地域経済牽引事業計画の承認 (申請先: 都道府県) を受け、課税特例の確認を受けた設備投資について、特別償却または税額控除ができる措置が3年間延長。さらに、地域の発展・成長に特に資する分野において10億円以上の設備投資に対する上乗せ措置 (特別償却50%または税額控除5%) を創設

### ○ 中小企業防災・減災投資促進税制の延長 (2年)

事業継続力強化計画等の認定 (申請先: 各経済産業局) を受け、取得した設備に対して取得価格の16%を特別償却できる措置が2年間延長

### ○ 地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) の延長 (3年)

企業が地方公共団体の実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行うことで、最大で寄附額の約9割まで法人税等の税負担を軽減できる措置が3年間延長



## V. その他

### ○ 防衛力強化に向けた財源確保

2026年4月から法人税額に対し4%を課税 (法人税への付加税)  
ただし、中小企業への配慮措置として税額500万円 (所得2,400万円相当) が控除される  
(※課税対象は全法人の6%弱)